

敦賀事業本部事務所等除雪作業

仕 様 書

令和 7 年 9 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀事業本部 総務課

1. 件 名：敦賀事業本部事務所等除雪作業

2. 作業目的：

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）敦賀事業本部事務所、厚生施設、原子力緊急時支援・研修センター福井支所の除雪並びにその搬出作業を行い、業務上支障をきたさないよう整備を行うことを目的とする。

3. 作業場所：

以下のとおり（各施設の詳細は別添 除雪図面のとおり）

- ① 敦賀事業本部事務所（第 1, 2, 3, 4 駐車場）
（福井県敦賀市木崎 65 号 20 番地）
- ② 櫛川社宅・櫛川寮・櫛川寮別館
（福井県敦賀市櫛川 93 号 304 番地）
- ③ ひばりヶ丘社宅
（福井県敦賀市ひばりヶ丘町 831 番地）
- ④ 第 2 ひばりヶ丘社宅
（福井県敦賀市ひばりヶ丘町 960 番地）
- ⑤ ひばり寮及びその周辺部
（福井県敦賀市ひばりヶ丘町 402 番地）
- ⑥ 原子力緊急時支援・研修センター福井支所
（福井県敦賀市縄間 54 号 6 番地の 2）

4. 予定数量

発注予定数量は、別紙 1 のとおりとする。

ただし、数量は発注予定であり、数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。

5. 作業期間：令和 7 年 12 月 15 日（月）から令和 8 年 3 月 14 日（土）

6. 提出書類：

提 出 書 類	部数	提出先	提 出 時 期	様式指定
作業責任者選任届	1	総務課	契約締結後	指定なし
作業者名簿	1	総務課	契約締結後	指定なし
作業日報	1	総務課	作業完了の都度	機構様式
その他機構が要求する書類	1	総務課	その都度	

7. 検収条件：

作業完了後、除雪状況の確認及び作業日報の確認を以って検収とする。

8. 作業監督員：

1. 作業場所に記載の①～⑤の施設

敦賀事業本部 総務課員

2. 作業場所に記載の⑥の施設

原子力緊急時支援・研修センター 福井支所員

9. 作業基準：

(1) 作業場所の積雪量が 10 cmに達したら、原子力機構監督員に確認の上、直ちに除雪作業を開始する。

(2) その他、降雪により業務に支障をきたすことが予測され、原子力機構より指示があった場合に除雪作業を開始する。

10. 作業車両：

受注者は本作業のためタイヤショベル（1.0 m³程度）を常に良好な状態に整備し、原子力機構より作業依頼を受けた際には、可及的速やかに出動できるようにしておかなければならない。

また、降雪状況に応じて同程度のタイヤショベルまたはダンプカー（3t、4t、10t）等による複数車での作業も可能とする。

11. 作業責任者：

受注者は本作業を実施するにあたり、受注者を代表して直接指揮命令する者として1名を選任し、次の任務にあたらせるものとする。なお、作業責任者に変更が生じた場合は、速やかにこれを届け出ること。

(1) 従事者の労務管理及び作業場の指揮命令

(2) 本契約業務履行に関する機構との連絡及び調整

(3) 従事者の規律秩序の保持

(4) その他本契約業務の処理に関する事項

12. 損害賠償：

受注者が作業時間中、原子力機構及び第三者に損害を及ぼした時は、受注者の責任において賠償するものとする。

13. 厳守事項：

(1) 本作業の実施にあたっては、請負契約条項及び本仕様書に記載された事項を遵守すると共に、常に最新の技術慣行に従い責任をもって施行し、契約期間内

に完了させること。

- (2) 本仕様書に記載の無い事項であっても、施行上あるいは構造物または設備の機能上、当然必要と認められる事項については、原子力機構の指示に従い、受注者の負担で施行すること。
- (3) 本作業に使用する資材は、本仕様書に示されている条件に適合するものを受注者にて準備し作業に支障のないように配慮する。なお、特に指定する資材については、調達前に機構の承認を得ること。
- (4) 受注者は作業実施にあたり、「労働安全衛生法」及びその他関連法規、原子力機構の定めた諸規則、並びに作業監督員の指示事項を遵守し、従業員に周知徹底させ、自らの責任において安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は事故、故障等の異常が発生した場合、直ちに 8. に定める作業監督員に報告し、その指示に従い行動するものとする。

1 4. グリーン購入法：

- (1) 本契約においてグリーン購入法に該当する環境物品が発生する場合は、調達基準を満たした物品を採用すること。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）の作成にあたっては、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」を使用すること。

1 5. その他：

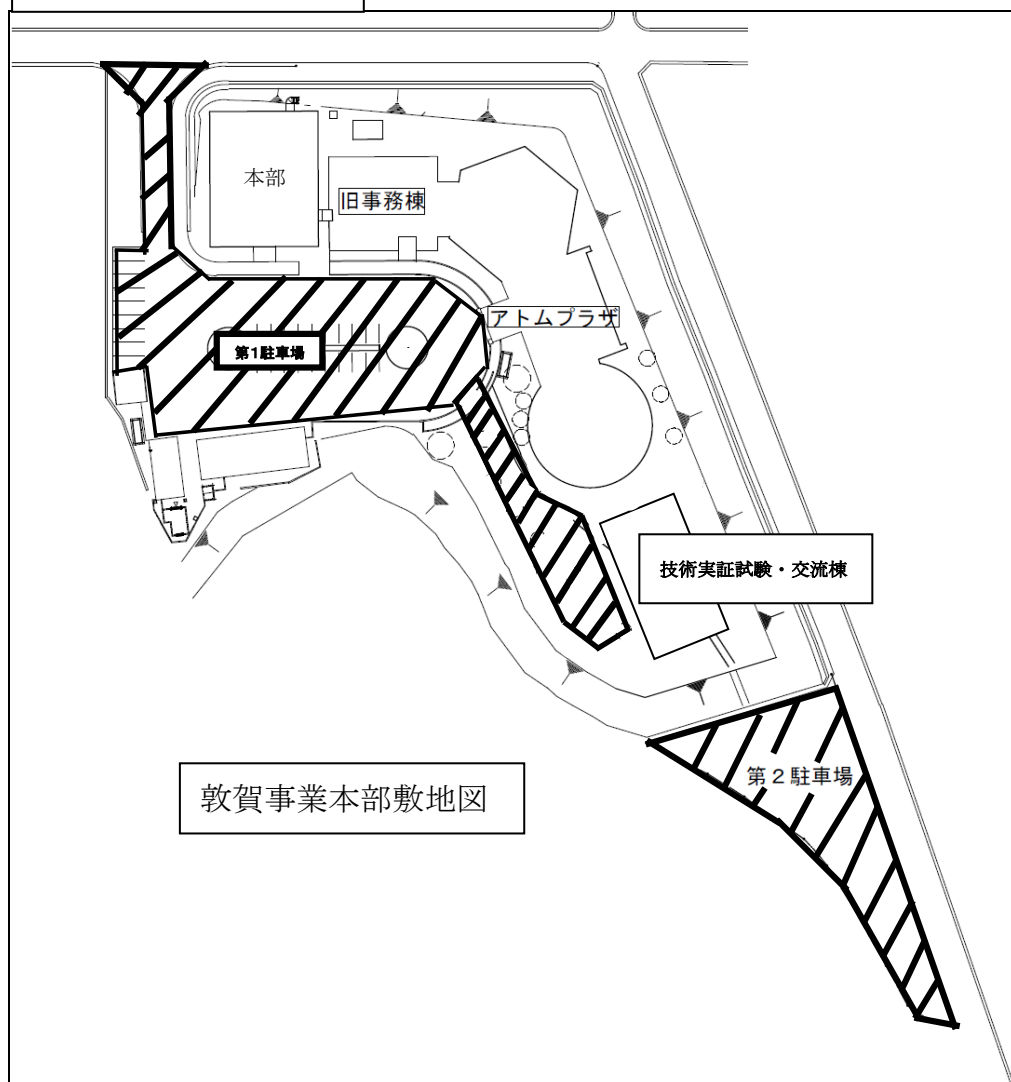
- (1) 作業にあたっては、降雪の状況により、適正な作業員数及び使用する車両機材等を検討し行う。
- (2) その他本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上、その決定に従うものとする。

以 上

令和7年度 除雪予定数量

項 目	仕様・規格	時 間 帯	単 位	予 定 数 量	備 考
1. 除雪作業料					
① タイヤショベル	1.0㎡程度	昼間(5:00～20:00)	台／H	68	オペレータ員労務費を含む
		夜間(20:00～5:00)	台／H	19	〃
2. 労務費					
① 誘導員及び作業員		昼間(5:00～20:00)	人／H	11	
		夜間(20:00～5:00)	人／H	6	
3. 基本料金					
① タイヤショベル	1.0㎡程度	重機補償料	台	1	常時供用できるように確保
4. 大雪等により排雪が必要になった場合のみ使用するもの					
① ダンプトラック	3.0t	昼間(5:00～20:00)	台／H	1	オペレータ員労務費を含む
		夜間(20:00～5:00)	台／H	8	〃
② ダンプトラック	4.0t	昼間(5:00～20:00)	台／H	1	〃
		夜間(20:00～5:00)	台／H	10	〃
③ ダンプトラック	10.0t	昼間(5:00～20:00)	台／H	7	〃
		夜間(20:00～5:00)	台／H	1	〃

第1駐車場、第2駐車場



第3駐車場



第 4 駐車場



櫛川社宅

市道 幅員10m

道路境界線 (178.13m)

道路境界線
(3.82m)

道路境界線(99.21m)

敷地境界線(110.07m)

敷地境界線 (60.66 m)

敷地境界線(119.82m)

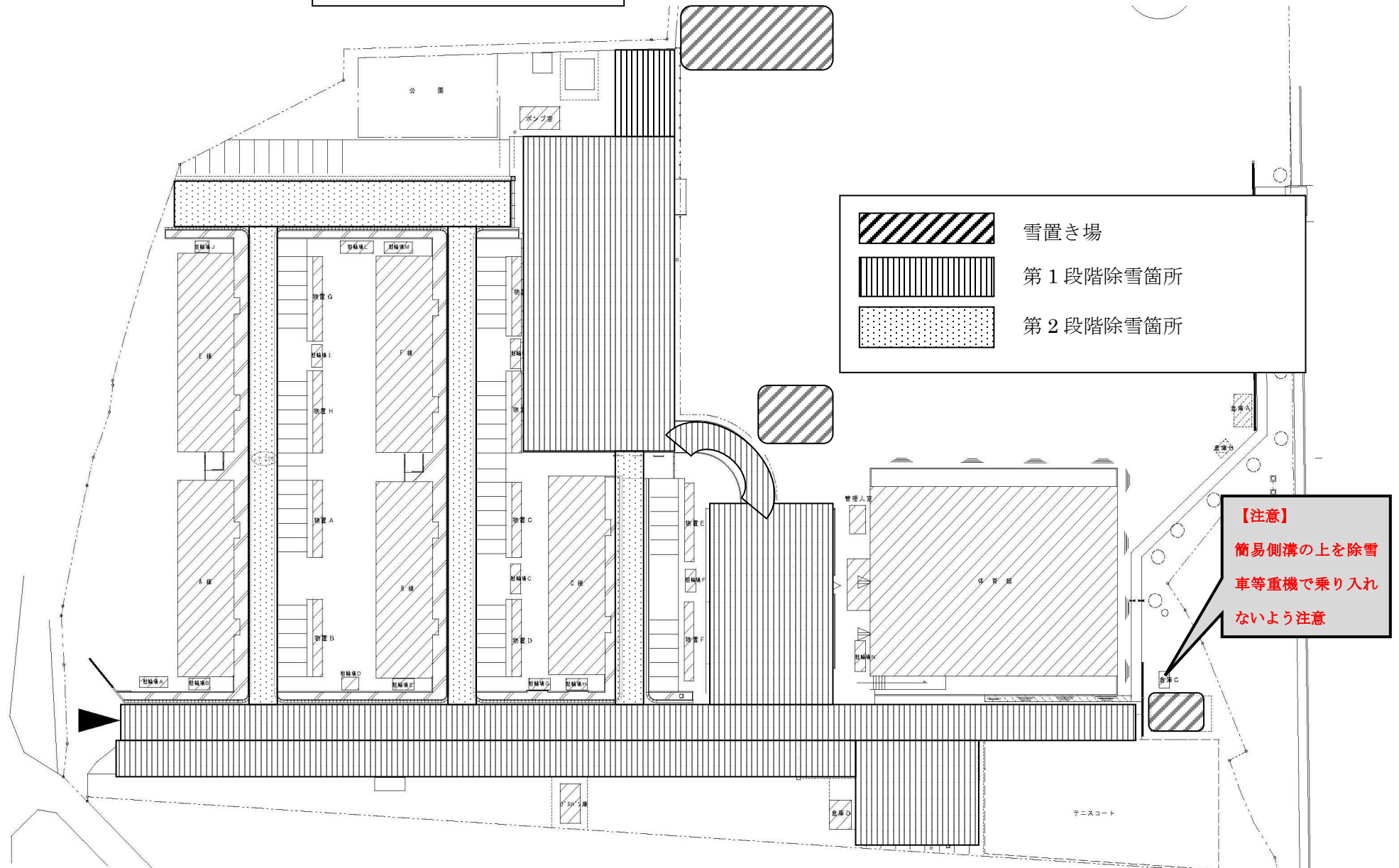
敷地境界線(26.01m)

雪置き場

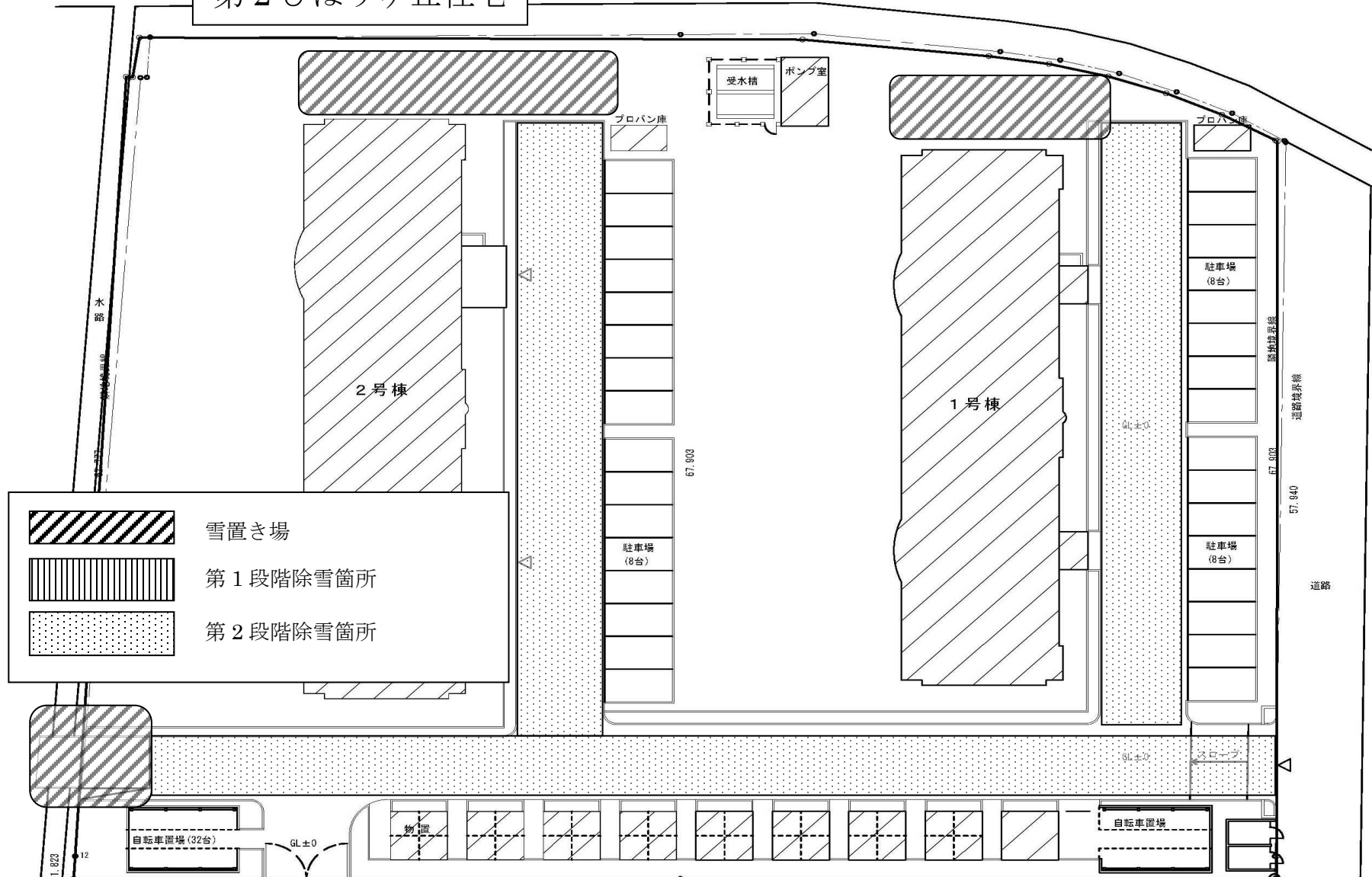
第 1 段階除雪箇所

第 2 段階除雪箇所

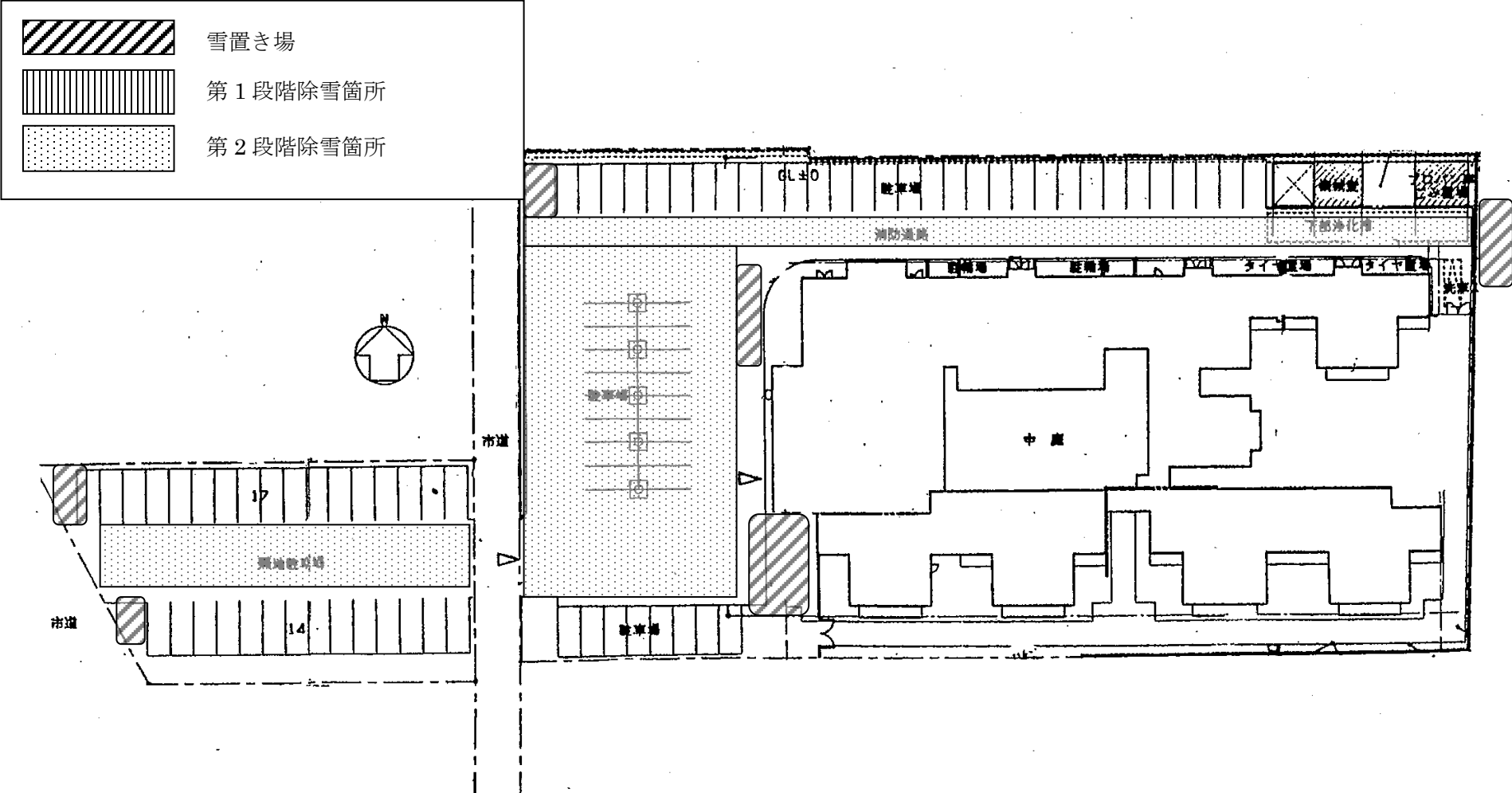
ひばりヶ丘社宅



第2 ひばりヶ丘社宅



ひばり寮構内図



原子力緊急時支援・研修センター 福井支所

